

日本政府の外交努力による、ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエル双方に
対して直ちに恒久的な停戦を求める等の意見書

ハマス等パレスチナ武装勢力（以下「ハマス等」という）が本年10月7日に行った攻撃で激化したハマス等及びイスラエル間の紛争は、2ヶ月以上が経過し、一時的な戦闘休止がなされていたが、再び軍事衝突が繰り返され恒久的な停戦に向けた交渉の糸口さえ見いだせていない。

イスラエルによる連日の空爆と地上侵攻が、パレスチナ人の住むガザ地区に対して行われ、ガザ地区に居住する多数のパレスチナ人の命が奪われ、負傷している。すでに18,000人以上(ガザ保健当局12月13日発表、18,608人)もの市民が命を失い、その約半数近くが子どもだと報道されている。

また、イスラエルにおいてはハマス等による無差別攻撃等での死亡者も1,200人以上(イスラエル当局12月5日発表)にのぼり、捕らえられた民間人の人質も全てが解放されていない。

毎日の報道に誰もが心を痛み、1日も早い戦闘の中止や停戦・人質の解放を願っている。

こうした中、10月27日の国連緊急特別総会で、120ヶ国の賛成で、交戦当事者に対し、ただちに永続的な「即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議案が採択された。11月15日の国連安全保障理事会で、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するために戦闘の休止を求める決議が賛成多数で採択された。その後、11月24日から戦闘休止となったが、12月1日から再び、戦闘が始まりさらに多くの死者がガザ地区南部でも出ている。さらに、12月12日には国連総会の緊急特別会合で、日本を含む153ヶ国が賛成し、人道目的の即時停戦を求める決議案が採択された。

当該地域の平和の構築のために、日本政府を含む世界各国が積極的な支援を行うことが望まれている。

とりわけ、平和憲法を持ち、中東諸国と友好関係を築いてきた日本政府が、人道的かつ平和的な支援に最善の努力を行うことが求められている。

記

- 1 ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエル双方に対して直ちに恒久的な停戦と、捕えられている人質の解放のために日本政府が外交努力を一層強めること。
- 2 日本政府は国連決議を尊重し、人道的かつ平和的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣